

**一般廃棄物会計基準に関する FAQ**  
**(よくある質問集)**

平成 27 年 3 月

基準	1
Q 1 (全般) 自治体間の比較可能性については、どのように理解すればよいか。(H21 Q1 H23)	1
Q 2 (全般) これまで独自の方式で原価計算を行ってきたが、環境省が定めた基準に基づく方式に移行する必要があるか。按分方法がこれまで採用してきた方式と環境省方式で異なる部分があり、戸惑っている。(H21 Q2)	1
Q 3 (全般) 導入時期はいつになるか？(例えば、平成〇〇年度から) また、導入時期が近くなれば環境省からは作成等に関する文書は出るか？(H21 Q3)	1
Q 4 (全般) 「ごみ処理基本計画策定指針」は改正されるか。されるのであれば、改正指針に合わせてごみ処理基本計画を改正し、改正検討の中で一般廃棄物会計への取り組みも整理したいと考えている。(H21 Q4)	1
Q 5 (全般) 制度の理解や数値の算出など、円滑な会計基準の運用を図るためには、会計基準の導入に際して外部委託を行う必要があるのか。委託の必要があるとすれば、どのような委託内容が想定されるか。・廃棄物処理手数料の算定のため、現在、当自治体では、一部事務組合が定めた統一的な基準により「廃棄物処理原価」を算出している。会計基準を運用するにあたり、廃棄物処理原価計算のノウハウが蓄積されていれば、会計基準の理解・運用に支障がないと考えるが、いかがか。(H21 Q5)	2
Q 6 (全般) 構成自治体の足並みが揃わないと、一部事務組合が財務書類を作成する意義は薄いと考える。構成自治体の求めに応じて情報提供をするというスタンスでも構わないか。(H21 Q10)	2
Q 7 (全般) 2010年11月に新規焼却炉が稼働することを鑑み、会計基準に基づく財務書類の作成を検討している。書類作成システム等の導入に関し、どの程度の予算を見込めばよいか。(H21 Q11)	2
Q 8 一般廃棄物会計基準を導入する際にまず行うこととしては、何があるか。(H26)	3
Q 9 (P.2) 原価計算書では、収集・運搬・処分等に関する直接的経費から原価を算出することとしているが、原価には管理部門等の間接的経費を入れた原価(民間で言えば販売原価のようなもの)もあると思うが、この基準の中では管理部門等の間接的経費を除いた原価(民間で言えば製造原価のようなもの)を算出することとした考え方をお聞きしたい。逆に言えば、原価計算書の対象としない非原価項目の考え方をお聞かせ願いたい。(H21 Q6)	4
Q 10 (P.3) 本自治体では、小規模事業所から排出された廃棄物(燃やすごみ、燃やさないごみ及び資源物(以下「小規模事業所ごみ」))については、家庭系廃棄物と一緒に回収している(事業系は、原則回収しないというスタンスである)。ただし、小規模事業所ごみは、家庭から排出されたごみと同じ収集者で回収しているため、ごみ量を把握していない。このような場合、家庭	

	系ごみと事業系ごみで分けた方がよいのか、あるいは家庭系ごみとしてよいのか。(H21 Q7)	5
Q 1 1	(P.3) 不用品を委託により収集し、修理を委託し(シルバー人材)、販売し、収益が発生する。これは、会計基準の対象となるか。(H21 Q8)	5
Q 1 2	(P.3) 中間処理施設の設計、施工監理を担当する部署があるが、これは会計基準の対象となるか。(H21 Q9)	5
Q 1 3	(P.3) 例えば、ボールペン1本のような少額の費用についても対象とするのか。(H21 Q10)	5
Q 1 4	(P.3) 基金化している場合は、基金への支出は費用として扱うか。また、基金からの支出は費用としなくてよいか。(H21 Q11)	5
Q 1 5	(P.3) 「一般廃棄物の処理に関する事業全般を対象とする。」とのことであるが、ペットの死体については対象となるか。なお、当自治体では、収集、焼却を委託しており、ペットの飼主の費用負担がある。また、交通事故などによる動物の死体の回収等も行っている。(H21 Q12)	6
Q 1 6	(P.4) 当組合は、「廃棄物処理」を目的として設立された、一部事務組合である。「一般廃棄物会計基準」導入につき、「連結と他会計」についてお伺いしたい。当組合管理村では、総務省の公会計基準に基づき、当組合を連結対象とし本年より、総務省公会計に準拠した会計書類の作成に入った。当組合でも、会計基準に準拠しバランスシート等作成準備に入った。現時点では、総務省公会計が先行しており、「一般廃棄物会計基準」は導入準備に至っていない。総務省公会計基準に基づき作成された、バランスシートを持って、「一般廃棄物会計基準」の会計諸表を作成したものとみなすことは可能であるか。また、不可能な場合、財務諸表は総務省、環境省と二省別作成の義務があるかどうかを確認したい。(H21 Q13)	7
Q 1 7	(P.5) 粗大ごみを中間処理(破碎)し、分別して得られる金属を有償で引渡している。この廃棄物が対象となる作業部門区分は何か。(H21 Q4)	8
Q 1 8	(P.5) 燃やさないごみや粗大ごみを破碎し鉄を分別する作業は資源化にあたるか。(H21 Q6)	8
Q 1 9	(P.5) 最終処分部門への投入物は焼却残渣(灰)に限るか。(H21 Q7)	8
Q 2 0	(P.5) 大阪湾フェニックス計画への埋立は、最終処分部門の委託にあたるか。(H21 Q8)	8
Q 2 1	(P.5) 減価償却資産の取得にあたり複数年にわたり支出した場合、どのように、整理するか。(H21 Q9)	8
Q 2 2	(P.5) 収集運搬部門の管理棟があり、これには、作業員の入浴施設などが含まれる。この管理棟は収集運搬部門か、または、管理部門か。(H21 Q14)	8
Q 2 3	(P.5) ①資源化されるものの収集費用は、収集運搬部門になるのか。②資源化部門とは、資源化されるものの収集のための費用は一切カウントしないのか。(最終処分場までの運搬は除く)。(H21 Q15)	9

- Q 2 4 (P.5) 計量所の人件費はどの部門に入るか。また、受け入れ時の分別指導の人件費はどの部門に入るか。(H21 Q16) ..... 9
- Q 2 5 (P.5) 資源化処理の際に発生した可燃残渣の焼却処理は中間処理部門に該当するか。(H21 Q17) ..... 9
- Q 2 6 (P.5) 会計基準の収集運搬、中間処理、資源化、最終処分の流れを見ると、最終的な廃棄物の出口として、最終処分場に埋め立てるか、資源化の後、引き渡すことを想定しているが、廃棄物をセメント製造事業者等に引き渡す場合はどのように考えればよいのか(例えば、エコセメント製造プロセスは、中間処理である。)(H21 Q18) ..... 9
- Q 2 7 (P.5) 以下のケースではどのような部門区分となるか。・有害ごみ(乾電池、蛍光灯、スプレー缶)を選別し、スチール、アルミをリサイクルする。(H21 Q19) ..... 9
- Q 2 8 (P.5) 設計監理業務はいずれの部門に区分されるか。(H21 Q20) ..... 10
- Q 2 9 (P.5) 1.11用語の定義 表1-1で「中間処理部門で焼却(溶融・スラグ化を含む。)」また、資源化部門で「処理工程との一体性から焼却処理に伴う焼却残さのスラグ化等再生利用や、・・・資源化部門でなく中間処理部門とする。」とされている。本自治体の場合、焼却後の灰ピットから民間施設へ運搬し、委託で溶融スラグ化を行っており、スラグ化費用は明確に区分される。このような場合、焼却処理工程との一体性はないため、資源化部門費用として扱うことでよろしいか。(H21 Q21) ..... 10
- Q 3 0 (P.5) 中間処理の焼却残渣を溶融しスラグ化しており、埋立処分していない。最終処分部門の対象となるか。(H21 Q22) ..... 10
- Q 3 1 (P.5) 乾電池、蛍光灯の扱いについて、実態としては、最終的に再資源化されている。この作業は民間委託しており、逆有償で引き渡している。実態調査では、資源化でも、処分でもなく、資源化としては認められていない。この点については、会計基準においてはどのように整理すればよいか。(H21 Q23) ..... 10
- Q 3 2 (P.5) 部門の定義として、中間処理部門に「資源化を目的としない埋立処分のための破碎、減容化等」とあります。粗大ごみ破碎施設の目的として、細かく砕いた後 ・鉄・アルミを回収し資源とする ・埋立のための減容化 ・可燃ごみを焼却炉へ投入可能なサイズに減容する など、廃棄物を再生利用する目的も含まれてきます。(電気製品がわかりやすいかと思いますが、1つのものを破碎して、資源物も埋立物も発生するようなケースです。)自治体によって、この目的の優先順位が違ってくると資源化部門に含めるべきでは?という考えも出てくる。この点について、どちらにすべきか。(H21 Q24) ..... 10
- Q 3 3 (P.5) 管理部門の費用について、会計基準p.82の説明にある一般廃棄物(し尿を除く)に係る管理業務を行う職員の人件費が該当するとあるが、管理業務とは具体的にどのような業務のことか。(H22) ..... 11

- Q 3 4 (P. 5) 総務や財務や施設計画の部署、また、事務局局長の人件費は作業部門と管理部門のいずれに含めるのか。(H22) ..... 11
- Q 3 5 (P. 5) 不燃ごみとして住民から回収したものから手選別にて、缶・びん等を選別している。当該施設はどの作業部門に該当するのか。(H25) ..... 11
- Q 3 6 (P. 5) 中間処理後の一般廃棄物を最終処分場まで運搬する業務は中間処理部門に該当するのはなぜか。本自治体は最終処分場を保有しておらず、遠方の最終処分場までの運搬業務を委託している。費用が高額となるため、本自治体ではその費用について「最終処理部門における必要経費」と考えている。(H25) ..... 11
- Q 3 7 (P. 6) 「不法投棄物」と「災害ごみ」に係る費用は原価計算の対象とならないが、回収した重量は、収集運搬量に含めるのか？(H21 Q25) ..... 12
- Q 3 8 (P. 7) 会計基準P. 7「1. 11. 1. 19 集団回収」の定義より、自治体の関与がない場合は、会計基準においては集団回収にあたらぬと考えてよいか。(H21 Q26) ..... 12
- Q 3 9 (P. 7) 集団資源回収の報奨金については、原価計算の中には入らないものとされている。自治体が一切処分にまで関与しないものは理解できるが、本自治体の場合、集団資源回収で収集されたうち段ボールや牛乳パックなどの一部品目は、自治体の施設に受け入れて中間処理している。こうした、自治体が処理を行っている品目にかかる集団資源回収の報奨金は、収集費用として原価に入れるべきではないか。具体的には、集団回収を 1. 11. 1. 19 で、「補助金等の交付により関与しているもの」と定義付けている一方で、補助金等支出は、2. 4. 3 原価計算書の対象費用 (P34) では原価計算書の対象としない非原価項目として「資源物の集団回収や生ごみ処理機等に対する助成金」とされ、また、コスト計算書の 3. 4. 2. 2 経常移転支出に計上するため、原価計算書の品目(本自治体の場合⑬⑭⑮など)の処理原価に反映されない結果となっている。(H21 Q27) ..... 12
- Q 4 0 (P. 8) 当自治体は、一般廃棄物収集用の指定袋に処理費を上乗せしたかたちで、指定袋を販売し、有料化を実施している。販売方法としては、自治体が小売店Bと契約を交わし、自治体は事前に小売店Bに指定袋を納品し、小売店Bは販売した指定袋分の処理費を自治体に後日支払うといった形態をとっている。しかし、Bは指定袋を販売したにも関わらず、処理費を自治体に支払わず、滞納しているという状況が発生している。この場合の滞納している処理費は、会計基準上、負債となると思うが、どのような項目になるのか。(H21 Q28) ..... 13
- Q 4 1 (P. 9) 委託料や役務費の基準など、支出科目は自治体間で異なるケースがあるが、P. 9以降の費目一覧以外に、より詳細な基準やマニュアル等を整備する予定はあるか。(H21 Q30) ..... 14
- Q 4 2 (P. 12) 本町は人口一万人弱の小さな町で、山間部もなく、ほとんど平地で、面積もそれほど広くないが、委託業者との話し合いの中で、委託料金が

	安いという話がよく出てくる。委託料として支払う場合の基準となるような数値はあるのか。(H21 Q31)	14
Q 4 3	(P. 13) 埋立が終了している借り上げの最終処分場に係る費用はどのように扱うか。発生している主な費用は、最終処分場が農地であった土地を借り上げているため、営農補償のための費用である。(H21 Q32)	14
Q 4 4	(P. 13) 表中の経常業務費用のうち「その他」とは、具体的に何を想定しているのか。(H21 Q33)	14
Q 4 5	(P. 19) 原価計算書の様式においては、家庭系と事業系は区分されていないが、区分しないという理解でよいか。(H21 Q34)	15
Q 4 6	(P. 31) 実際の収集区分では「缶」として回収している。アルミ缶とスチール缶に区分する必要があるか。(H21 Q35)	16
Q 4 7	(P. 31) 「紙製容器包装」という区分で収集は行っておらず、雑紙などと共に古紙として収集している。「⑩古紙」として区分してよいか。(H21 Q36)	16
Q 4 8	(P. 31) ガラス製容器は色に係わらず一括して「びん」として収集している。どのように対応すればよいか。(H21 Q37)	16
Q 4 9	(P. 31) 実際の収集区分に「缶、小型金属類」を設定しており、具体的には、缶、鍋、ネジなどが該当し、まとめて金属業者に引き渡している。この場合、会計基準における品目区分はいずれになるか。(H21 Q38)	16
Q 5 0	(P. 31) ⑩その他ごみの具体的な想定があればご教示いただきたい。(H21 Q39)	16
Q 5 1	(P. 31) 廃乾電池、廃バッテリーは、資源化工場に直接輸送されるが、品目区分はどのようになるか。また、部門区分はどのようになるか。(H21 Q40)	16
Q 5 2	(P. 31) 燃やさないごみから分別される金属は資源として資源化されるが、この品目区分はいずれか。(H21 Q41)	17
Q 5 3	(P. 31) 新聞、雑誌・雑がみ、という区分で収集している。以下のいずれの方法で入力すればよいか。1. 「⑩古紙」の区分に新聞と雑誌・雑がみを両方含める。2. 雑がみの一部には紙製容器包装も含まれていることから、「⑩古紙」に新聞、「⑬紙製容器包装」に雑誌・雑がみを入力する。(H24)	17
Q 5 4	(P. 34) 会計基準及びFAQによれば、不法投棄ごみの処理関係の費用は原価計算に含まないこととなっているが、本自治体の場合、各種統計(環境省一般廃棄物処理事業実態調査等)において不法投棄ごみを収集粗大ごみとしてカウントしている。会計基準においても同様の考え方で処理をする予定であるが、このことについて問題があるか。(H21 Q42)	18
Q 5 5	(P. 34) 【状況】ごみ発電を行い、その維持管理等の費用については特別会計を設けて管理している。【会計基準に関する理解】ごみ発電については、売電収益は原価に含めない旨P. 32に記載がある。【質問】発電施設の維持管理費用や減価償却は、一般廃棄物処理に関係するものとして、「原価計算	

	書」「行政コスト計算書」「資産・負債一覧」に計上するのか。(H21 Q43)	18
Q 5 6	(P. 34) 本自治体では焼却施設と資源化施設の両方に共通して事務所が入っている棟があるが、その棟の当初は事務所と想定していなかった場所に事務所を作ることとなった。その場合の費用は追加投資として、焼却施設と資源化施設の両方に計上すべきか。(H21 Q44)	19
Q 5 7	(P. 34) 不法投棄の回収・処理業務は定常的に発生している。原価計算書の対象となるか。(H21 Q45)	19
Q 5 8	(P. 34) 本自治体の焼却施設敷地内にある余熱利用施設建設地を含む土地が区画整理により土地が取られることとなり、7年の分割により区画整理組合から土地の買戻しを行った。この場合の費用は原価計算の対象となるか。また、対象となる場合はどの項目に入力すべきか。(H21 Q46)	19
Q 5 9	(P. 34) 広報・普及啓発に係る費用は、非原価項目ということだが、広報・普及に係る人件費も非原価項目か。(H24)	19
Q 6 0	(P. 34) 退職給付引当金繰入額相当額について、退職手当組合に加入し、毎年度負担金を支払い、将来的に退職手当を退職手当組合が全額給付する場合でも、計上することによいか。(H22)	19
Q 6 1	(P. 35) 退職給付金引当金繰入額相当額については、平均的な入庁年齢、退庁年齢、退職金額から算出するようにとのことであるが、この理由を伺いたい。(H21 Q47)	20
Q 6 2	(P. 35) ごみ処理施設等建設時のアセスメント等の費用、公債費(利子)については、原価計算に算入されると考えるが、設計、施工監理の人件費、管理費等の取扱いはどのようになるのか?(H21 Q48)	20
Q 6 3	(P. 35) 最終処分場の設計、施工監理の人件費、管理費等の取扱いはどのようになるのか。(H21 Q49)	20
Q 6 4	(P. 35) ①補助金または交付金により資産を取得した場合の減価償却は、補助金、または交付金の分を引いたものを対象とするのか。②補助金と交付金で対応が違うのか。(H21 Q50)	20
Q 6 5	(P. 35) 資産計上する減価償却対象資産等について、国庫支出金や都道府県支出金などの移転収入がある場合、圧縮記帳しないという考えの根拠は何か。また、有料化と併せて考えた場合には、圧縮記帳する方が適切だと考えるが、いかがか。(H21 Q51)	21
Q 6 6	(P. 36) 各部門において共通的物件費を入力する際には、その他の物件費を入力することになると思うが、その他の物件費の中で、基準に示されている需用費(印刷製本費、光熱水費等)は、この例示されている2点以外の需用費も含めるのか。また、委託している業務の中で、委託料でなくその他の物件費に入るものについては、全てその他の物件費として計上するのか。あるいは、一般廃棄物の処理に直接関わる物をのみ計上するのか。(例えば、樹木管理委託や消毒委託など)(H21 Q52)	21
Q 6 7	(P. 37) 一般廃棄物会計基準について、費用の配賦はどのように考えれば	

- よいのか。可燃ごみとびんを一緒に収集しているが、重量配賦では現実に即していないと考える。(H26) ..... 22
- Q 6 8 (P. 40) 例えば収集運搬部門の委託業者によるものでは、1業者がいくつもの品目を請け負っており、収集回数が品目により違うなど、費用のかかり方が品目によって違うように思う。今の原価計算では品目毎の収集運搬量・投入量で委託料を配賦していると思うが、問題はないか。(H21 Q53) ..... 22
- Q 6 9 (P. 53) 燃やすごみ・燃やさないごみ・粗大ごみごみの焼却残渣から金属・資源物を回収し、資源化を目的として民間業者に売却・処理の委託を行う場合、会計基準で中間処理部門は業者に引き渡すまでとされていることから、運搬を委託している業者は中間処理部門の委託、資源化処理を行う業者は資源化部門の委託と考えてよいか。(H21 Q54) ..... 22
- Q 7 0 (P. 53) 燃やさないごみのうちから乾電池・小型廃家電を民間処理業者に搬出し資源化しており、一度、自治体の破碎施設に搬入してから選別し搬出している。燃やさないごみの資源化部門ということで良いか。(H21 Q55) 22
- Q 7 1 (P. 82) 当自治体では、作業部門毎に一般廃棄物の取扱量が異なるため、従来、管理部門費を各作業部門費合計金額の比率で配賦し、各作業部門の一般廃棄物種類別に管理部門費を算出している。作業部門に係る費用の合計金額の比で管理部門費を配賦する方法では、作業部門毎の一般廃棄物の取扱量が反映されないのではないか。(H23) ..... 23
- Q 7 2 (P. 84) 2.4.5 原価計算書の対象とする収益で、「収益は費用とは別途計上し、原価の算出には加えず」とあり、原価計算書出力表においても〔参考〕としての表示となっている。原価の算定は、直接経費をもとに現に要する処理原価を算定する意図と考えるが、収益について会計基準の中で税等に類するものとしての「ごみ処理手数料」(2.4.5.1 自己収入)と、その他の業務収益(2.4.5.2)に区分される有償物売却益の「資源売却収入」との収益の性格の相違を考えると、原価への反映されるべき収益もあるかと考える。①収集・中間処理に費用はかかるが、その後の売却により利益の生じる品目の処理原価に、「売却益」は反映されるべきではないか。(アルミ・スチール缶などは、売却を前提とした、選別・圧縮バール化の中間処理を行っている。)②収益の性格にかかわらず、一律に「原価の算出には加え」ないとした理由は何か。(H21 Q56) ..... 23
- Q 7 3 (P. 93) ある時点から、一部、自治体による収集から集団回収へ移行し、集団回収に対して6円/kgの報奨金を交付している。財務書類の作成にあたってはどのように対応すればよいか。(H21 Q57) ..... 24
- Q 7 4 (P. 93) 行政コスト計算書に閉鎖した最終処分場にかかる費用(減価償却費、償還利子等)を含めてよいか。(H21 Q58) ..... 24
- Q 7 5 (P. 93) 主に不法投棄業務に従事している職員の人件費は管理部門に含んでよいか。(H21 Q59) ..... 24
- Q 7 6 (P. 93) 閉鎖後処分場に係るランニングコストはどう扱えばよいか。(H21



Q60)	24
Q 7 7 (P.93) 経常業務費用中、その他費用としては、どのような費用が考えられるか。(H21 Q56)	24
Q 7 8 (P.94) 経常業務収益中、その他収益としては、どのような収益が考えられるか。(H21 Q61)	25
Q 7 9 (P.95) 還元施設の設計、施工監理の person 費、管理費等の取扱いはどのようになるのか。(H21 Q63)	25
Q 8 0 (P.95) 還元施設に係る収益は、指定管理者の収入となっている。この場合は、行政コスト計算書の注記(地元還元施設に係る収益)に計上しなくてもよいか。(H21 Q65)	25
Q 8 1 (P.95) 取付道路に関する費用については、行政コスト計算書の注記に記載するとのことであるが、取付道路の補修・拡幅に関する費用については、どのように扱うか。なお、道路は市道で市内では道路整備を所掌している部署が担当している。(H21 Q66)	25
Q 8 2 (P.95) 「3.4.5.3 地元還元施設に係る費用」とあるが、施設整備を伴わない地元還元のための費用は対象外か。また、対象となる場合は地元還元か否かを判断する基準があればご教示いただきたい。例えば、河川補修、草刈、ゲートボール場整備などを想定している。これらは、処理施設、処分場と隣接しているとは限らず、集落内の離れた場所というケースもある。他の集落との違いは、予算措置の際に、他の集落については各担当部署が行うのに対し、当該集落は廃棄物担当部署が行うという違いがある。(H21 Q67)	25
Q 8 3 (P.97) 費用として、退職給付引当金繰入額相当額を対象としている一方で、資産・負債一覧において退職給付引当金の項目を設けない理由は何か。(H21 Q68)	27
Q 8 4 (P.104) 流動負債と非流動負債については厳密に区分する必要があるのか。(H21 Q69)	27
Q 8 5 (P.105) 「4.4.4.3 地元還元施設に係る資産」について、減価償却期間を過ぎた資産については記載の必要はないと考えてよいか。(H21 Q70)	27
その他	28
Q 8 6 18年3月に、A市、B町、C町が合併し、新A市となった。さらに、19年3月に、新A市にD町、E町が合併し、新々A市となった。2度目の合併までは、D町、E町の廃棄物をB町、C町の焼却施設で受け入れていた。どのように扱えばよいか。(H21 Q1)	28
Q 8 7 市町村合併に伴い、全体で焼却施設3施設、不燃物処理施設、資源化施設などを所有することになった。収集は直営であったが、平成19年3月より委託に変更した。どのように扱うか。(H21 Q2)	28
Q 8 8 以下のケースの収集運搬部門は委託か直営か。 ・コンテナは町有 ・駐車場は町有 ・作業は委託(シルバー人材センター)。委託費には、人件費や車両損料、施設損料などが含まれる(つまり、車両、施設は委託先所有)。(H21	

Q3) ..... 28

## 基準

**Q 1 (全般) 自治体間の比較可能性については、どのように理解すればよいか。(H21 Q1 H23)**

A 1 自治体間の比較については、複数の自治体から要望を伺っています。しかしながら、一部に独自の調整を行った上で財務書類を作成している事例もあるため、現時点では単純な比較は難しい状況ですが、一般廃棄物会計基準に基づく財務書類を公表している自治体と比較することは可能です。今後、より汎用性が高まるよう改善を進め、比較等のご要望に応じていきたいと考えています。

**Q 2 (全般) これまで独自の方式で原価計算を行ってきたが、環境省が定めた基準に基づく方式に移行する必要があるか。按分方法がこれまで採用してきた方式と環境省方式で異なる部分があり、戸惑っている。(H21 Q2)**

A 2 環境省では、自治体同士で比較ができる標準的な手法を目指しておりますので、従来方式と会計基準の算定方式とで差異がある部分については、より汎用的な方法等をご検討いただき、その内容をご提案等いただければと考えています。

**Q 3 (全般) 導入時期はいつになるか？(例えば、平成〇〇年度から) また、導入時期が近くなれば環境省からは作成等に関する文書は出るか？(H21 Q3)**

A 3 一般廃棄物処理は自治事務とされているため、一般廃棄物処理に関する財務書類についても、自治体が自らの判断と責任で作成されるものです(会計基準は地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言という位置づけ)。

なお、環境省から財務書類の作成を求める文書を出す予定はありません。

**Q 4 (全般) 「ごみ処理基本計画策定指針」は改正されるか。されるのであれば、改正指針に合わせてごみ処理基本計画を改正し、改正検討の中で一般廃棄物会計への取り組みも整理したいと考えている。(H21 Q4)**

A 4 ごみ処理基本計画策定指針については、平成 20 年 6 月 19 日付環廃対発第 080619001 号「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づくごみ処理基本計画の策手にあたっての指針について」で通知しているので、参照してください。

この指針においては、会計基準の活用方法も紹介等しているところですので、適宜、活用してください。

※従前の Q & A では、上記の回答としていましたが、今回、次のとおり変

更しますので、ご注意ください。

＜新回答＞

平成 25 年 6 月に「ごみ処理基本計画策定指針」を改定しました。改訂版の指針においても会計基準の活用についての記載がありますので、会計基準を活用してください。

**Q 5 （全般）制度の理解や数値の算出など、円滑な会計基準の運用を図るためには、会計基準の導入に際して外部委託を行う必要性があるのか。委託の必要があるとすれば、どのような委託内容が想定されるか。**

・廃棄物処理手数料の算定のため、現在、当自治体では、一部事務組合が定めた統一的な基準により「廃棄物処理原価」を算出している。会計基準を運用するにあたり、廃棄物処理原価計算のノウハウが蓄積されていれば、会計基準の理解・運用に支障がないと考えるが、いかがか。(H21 Q5)

A 5 ・会計基準に基づく財務書類の作成について外部委託されるかどうかは自治体のご判断です。

・これまで「廃棄物処理原価」の算出により培われたノウハウについてはある程度役立つものと思われませんが、「一般廃棄物会計基準」と「廃棄物処理原価算出のための基準」との違いに留意して、財務書類を作成する必要があると思われま

**Q 6 （全般）構成自治体の足並みが揃わないと、一部事務組合が財務書類を作成する意義は薄いと考える。構成自治体の求めに応じて情報提供をするというスタンスでも構わないか。(H21 Q10)**

A 6 会計基準に基づき財務書類を作成し、財務情報の管理及び情報公開を行うことは、事業に要する費用の必要性や効率性について具体的に把握し、事業の効率化を図るとともに、住民や事業者が事業の理解を得るために意義のあることです。この意義を理解の上、積極的に財務書類を作成し、効率化の推進を図っていただくことを期待します。

**Q 7 （全般）2010 年 11 月に新規焼却炉稼働することを鑑み、会計基準に基づく財務書類の作成を検討している。書類作成システム等の導入に関し、どの程度の予算を見込めばよいか。(H21 Q11)**

A 7 環境省が提供している支援ツールについては、既存のコンピュータ等を用いて、行政機関が自ら活用する場合、導入費用は特に必要ではありません。ただし、支援ツールの活用作業の一部（データ入力・確認作業）を委託する場合

には、一定の費用が必要となりますが、この場合でも入力データの収集・整理等の作業は行政職員が対応することになるため、行政側も一定の関与が必要となることに留意してください。

**Q 8 一般廃棄物会計基準を導入する際にまず行うこととしては、何かあるか。  
(H26)**

A 8 最初に廃棄物処理事業における廃棄物種類ごとの処理フロー（流れと量）やその主体について、整理してください。加えて、実態調査における処理費の詳細（施設や委託ごと）に関する情報を収集することが望ましいです。

## 1. 一般廃棄物会計基準の基礎概念

### 1.5 財務書類の構成

**Q9 (P.2) 原価計算書では、収集・運搬・処分等に関する直接的経費から原価を算出することとしているが、原価には管理部門等の間接的経費を入れた原価（民間で言えば販売原価のようなもの）もあると思うが、この基準の中では管理部門等の間接的経費を除いた原価（民間で言えば製造原価のようなもの）を算出することとした考え方をお聞きしたい。逆に言えば、原価計算書の対象としない非原価項目の考え方をお聞かせ願いたい。（H21 Q6）**

**A9** 現行の会計基準においては、作業部門の経済効率性をより重視しているの  
で、会計基準のとおり算定方法としています。

なお、管理部門の費用を単位重量あたり原価に含める方法としては、部門ごと  
品目ごとに配賦する方法や、部門ごとに分けずに品目ごとの単位重量あたり単  
価（作業部門と管理部門を併せた額に対する単価）を算定する方法などが考え  
られ、今後の検討課題となると認識しています。

## 1.8 対象とする一般廃棄物の処理に関する事業

**Q 1 0** (P.3) 本自治体では、小規模事業所から排出された廃棄物（燃やすごみ、燃やさないごみ及び資源物（以下「小規模事業所ごみ」））については、家庭系廃棄物と一緒に回収している（事業系は、原則回収しないというスタンスである。）。ただし、小規模事業所ごみは、家庭から排出されたごみと同じ収集者で回収しているため、ごみ量を把握していない。このような場合、家庭系ごみと事業系ごみで分けた方がよいのか、あるいは家庭系ごみとしてよいのか。（H21 Q7）

A 1 0 貴自治体の計画収集量やごみ排出量の統計等において、小規模事業場から排出されたごみを、家庭系ごみと区別していないのであれば、会計基準においても特に区別する必要はありません。

**Q 1 1** (P.3) 不用品を委託により収集し、修理を委託し（シルバー人材）、販売し、収益が発生する。これは、会計基準の対象となるか。（H21 Q8）

A 1 1 原価計算書の対象とはせず、行政コストの経常収益としてください。

**Q 1 2** (P.3) 中間処理施設の設計、施工監理を担当する部署があるが、これは会計基準の対象となるか。（H21 Q9）

A 1 2 ご理解のとおりです。管理部門の対象となります。

**Q 1 3** (P.3) 例えば、ボールペン1本のような少額の費用についても対象とするのか。（H21 Q10）

A 1 3 基本的にはご理解のとおりです。ただし、対象の範囲を限定することを妨げるものではありません。  
なお、資産計上については、50万円以上となります。

**Q 1 4** (P.3) 基金化している場合は、基金への支出は費用として扱うか。また、基金からの支出は費用としなくてよいか。（H21 Q11）

A 1 4 基金も一般会計と一体的に捉えてください。つまり、基金への支出は費用ではなく、基金からの支出は費用となります。

**Q 1 5 (P.3) 「一般廃棄物の処理に関する事業全般を対象とする。」とのことであるが、ペットの死体については対象となるか。なお、当自治体では、収集、焼却を委託しており、ペットの飼主の費用負担がある。また、交通事故などによる動物の死体の回収等も行っている。(H21 Q12)**

A 1 5 ペットの死体の処理を一般廃棄物の処理に関する事業に含めるかどうかについては、自治体の裁量の範囲内と考えており、原価計算書、行政コスト計算書の対象範囲外とすることを妨げるものではありません。



## 1.9 連結の手法

**Q16 (P.4)** 当組合は、「廃棄物処理」を目的として設立された、一部事務組合である。「一般廃棄物会計基準」導入につき、「連結と他会計」についてお伺いしたい。当組合管理村では、総務省の公会計基準に基づき、当組合を連結対象とし本年より、総務省公会計に準拠した会計書類の作成に入った。当組合でも、会計基準に準拠しバランスシート等作成準備に入った。現時点では、総務省公会計が先行しており、「一般廃棄物会計基準」は導入準備に至っていない。総務省公会計基準に基づき作成された、バランスシートを持って、「一般廃棄物会計基準」の会計諸表を作成したものとみなすことは可能であるか。また、不可能な場合、財務諸表は総務省、環境省と二省別作成の義務があるかどうかを確認したい。(H21 Q13)

**A16** 一点目のご質問につきましては、一般廃棄物会計基準に基づく財務書類は一般廃棄物処理の経済的効率性の向上等を目的として作成するものであり、総務省公会計基準に基づき作成されたバランスシート等では一般廃棄物会計基準に基づく財務書類を作成したとみなすことはできません。ただし、公会計基準の財務諸表を作成する際に活用された施設整備に係る費用等のデータにつきましては、一般廃棄物会計基準でも活用することが可能となります。

二点目のご質問につきましては、一般廃棄物会計基準は地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言という位置づけであり、一般廃棄物会計基準に基づく財務書類は、自治体が自らの判断と責任で作成するもので、作成の義務はありません。ただし、一般廃棄物処理事業に要する費用やコストを行政自ら把握することで、ごみ有料化等の施策を検討する際の説明資料としての活用や新規施策実施前後における効果の把握等に活用可能であるため、作成をご検討いただければ幸いです。

## 1.11 用語の定義

**Q 1 7** (P.5) 粗大ごみを中間処理（破碎）し、分別して得られる金属を有償で引渡している。この廃棄物が対象となる作業部門区分は何か。（H21 Q4）

A 1 7 収集運搬部門、および、中間処理部門（中間処理（破碎））です。資源化部門、最終処分部門の対象となりません。

**Q 1 8** (P.5) 燃やさないごみや粗大ごみを破碎し鉄を分別する作業は資源化にあたるか。（H21 Q6）

A 1 8 中間処理となります。

**Q 1 9** (P.5) 最終処分部門への投入物は焼却残渣（灰）に限るか。（H21 Q7）

A 1 9 限りません。

**Q 2 0** (P.5) 大阪湾フェニックス計画への埋立は、最終処分部門の委託にあたるか。（H21 Q8）

A 2 0 ご理解のとおりです。

**Q 2 1** (P.5) 減価償却資産の取得にあたり複数年にわたり支出した場合、どのように、整理するか。（H21 Q9）

A 2 1 竣工までは資産・負債一覧において建設仮勘定として把握します。費用化はされません。竣工後は、減価償却資産として、減価償却費が費用となります。

**Q 2 2** (P.5) 収集運搬部門の管理棟があり、これには、作業員の入浴施設などが含まれる。この管理棟は収集運搬部門か、または、管理部門か。（H21 Q14）

A 2 2 収集運搬部門の管理に関する費用は収集運搬部門でカウントしてください。ただし、管理棟に、自治体の廃棄物処理行政全般に関係しているセクションがある場合には、当該セクションの職員数等に基づき収集運搬部門と管理部門とに配賦してください。

**Q 2 3 (P.5) ①資源化されるものの収集費用は、収集運搬部門になるのか。②資源化部門とは、資源化されるものの収集のための費用は一切カウントしないのか。(最終処分場までの運搬は除く)。(H21 Q15)**

A 2 3 ①ご理解のとおりです。②ご理解のとおりです。なお、収集運搬に係る費用は廃棄物種類にかかわらず、収集運搬部門の費用となります。

**Q 2 4 (P.5) 計量所の人件費はどの部門に入るか。また、受け入れ時の分別指導の人件費はどの部門に入るか。(H21 Q16)**

A 2 4 いずれも実態に合わせて部門区分を整理してください。例えば、計量所の人件費については、収集運搬部門の作業として実施しているのであれば収集運搬部門に、中間処理部門の作業として実施しているのであれば中間処理部門に区分してください。2つの部門の作業となる場合は適正な額に配賦してください。

**Q 2 5 (P.5) 資源化処理の際に発生した可燃残渣の焼却処理は中間処理部門に該当するか。(H21 Q17)**

A 2 5 ご理解のとおりです。

**Q 2 6 (P.5) 会計基準の収集運搬、中間処理、資源化、最終処分の流れを見ると、最終的な廃棄物の出口として、最終処分場に埋め立てるか、資源化の後、引き渡すことを想定しているが、廃棄物をセメント製造事業者等に引き渡す場合はどのように考えればよいのか(例えば、エコセメント製造プロセスは、中間処理である。)(H21 Q18)**

A 2 6 ご理解のとおりです。

廃棄物をセメント事業者等に引き渡す際に、処理費用を支払うのであれば、当該費用は中間処理部門の費用となります。一方、有価物として売却するのであれば、引渡時の売却額、支払額を入力してください。

**Q 2 7 (P.5) 以下のケースではどのような部門区分となるか。**

・有害ごみ(乾電池、蛍光灯、スプレー缶)を選別し、スチール、アルミをリサイクルする。(H21 Q19)

A 2 7 中間処理部門として整理してください。

**Q 2 8** (P.5) 設計監理業務はいずれの部門に区分されるか。(H21 Q20)

A 2 8 管理部門として整理してください。

**Q 2 9** (P.5) 1.11 用語の定義 表 1-1 で「中間処理部門で焼却（溶融・スラグ化を含む。）」また、資源化部門で「処理工程との一体性から焼却処理に伴う焼却残さのスラグ化等再生利用や、・・・資源化部門でなく中間処理部門とする。」とされている。

本自治体の場合、焼却後の灰ピットから民間施設へ運搬し、委託で溶融スラグ化を行っており、スラグ化費用は明確に区分される。

このような場合、焼却処理工程との一体性はないため、資源化部門費用として扱うことでよろしいか。(H21 Q21)

A 2 9 会計基準においては、スラグ化は中間処理としていますので、会計基準に基づく財務書類を作成する場合には、スラグ化に要する費用は中間処理部門の費用としてください。

**Q 3 0** (P.5) 中間処理の焼却残渣を溶融しスラグ化しており、埋立処分していない。最終処分部門の対象となるか。(H21 Q22)

A 3 0 最終処分部門の対象とはなりません。中間処理部門として整理してください。

**Q 3 1** (P.5) 乾電池、蛍光灯の扱いについて、実態としては、最終的に再資源化されている。この作業は民間委託しており、逆有償で引き渡している。実態調査では、資源化でも、処分でもなく、資源化としては認められていない。この点については、会計基準においてどのように整理すればよいか。(H21 Q23)

A 3 1 中間処理部門として整理してください。

**Q 3 2** (P.5) 部門の定義として、中間処理部門に「資源化を目的としない埋立処分のための破碎、減容化等」とあります。粗大ごみ破碎施設の目的として、細かく砕いた後

- ・鉄・アルミを回収し資源とする
- ・埋立のための減容化
- ・可燃ごみを焼却炉へ投入可能なサイズに減容する

など、廃棄物を再生利用する目的も含まれてきます。(電気製品がわかりやすいかと思いますが、1つのものを破碎して、資源物も埋立物も発生するようなケ

ースです。)自治体によって、この目的の優先順位が違ってくると資源化部門に含めるべきでは?という考えも出てくる。この点について、どちらにすべきか。  
(H21 Q24)

A 3 2 ご質問の粗大ごみ破碎施設は、会計基準では中間処理部門としていますが、各自治体の状況に応じて、当該施設を資源化部門として財務書類を作成することを妨げるものではありません。ただし、このような独自の取り扱いをした財務書類については、他自治体との比較が困難になりますので、公表等する場合には、その旨を記載してください。

**Q 3 3** (P.5) 管理部門の費用について、会計基準p.82の説明にある一般廃棄物(し尿を除く)に係る管理業務を行う職員の人件費が該当するとあるが、管理業務とは具体的にどのような業務のことか。(H22)

A 3 3 作業部門の管理を行う部門を管理部門としています。

**Q 3 4** (P.5) 総務や財務や施設計画の部署、また、事務局局長の人件費は作業部門と管理部門のいずれに含めるのか。(H22)

A 3 4 管理部門の費用としてください。

**Q 3 5** (P.5) 不燃ごみとして住民から回収したものから手選別にて、缶・びん等を選別している。当該施設はどの作業部門に該当するのか。(H25)

A 3 5 廃棄物会計基準p.5の作業部門の定義のとおり、「廃棄物を再生利用するために必要な選別を行う施設」として資源化部門としてください。

**Q 3 6** (P.5) 中間処理後の一般廃棄物を最終処分場まで運搬する業務は中間処理部門に該当するのはなぜか。

本自治体は最終処分場を保有しておらず、遠方の最終処分場までの運搬業務を委託している。費用が高額となるため、本自治体ではその費用について「最終処理部門における必要経費」と考えている。(H25)

A 3 6 一般廃棄物会計基準では、p.5に記載のとおり、「中間処理後の一般廃棄物を最終処分場まで運搬する業務」を中間処理部門の業務としています。ただし、貴自治体の状況に応じて、最終処分場までの運搬業務を最終処分部門の業務として取り扱うことを妨げるものではありません。結果を公表される場合は、その旨明記してください。

**Q 37 (P.6) 「不法投棄物」と「災害ごみ」に係る費用は原価計算の対象とならないが、回収した重量は、収集運搬量に含めるのか？ (H21 Q25)**

A 37 「不法投棄物」と「災害ごみ」に係る費用の中に当該対象物の収集運搬費用が含まれる場合は、回収した重量は収集運搬量に含めないとご理解ください。

**Q 38 (P.7) 会計基準P.7「1.11.1.19 集団回収」の定義より、自治体の関与がない場合は、会計基準においては集団回収にあたらぬと考えてよいか。(H21 Q26)**

A 38 ご理解のとおりです。

**Q 39 (P.7) 集団資源回収の報奨金については、原価計算の中には入らないものとされている。自治体が一切処分にまで関与しないものは理解できるが、本自治体の場合、集団資源回収で収集されたうち段ボールや牛乳パックなどの一部品目は、自治体の施設に受け入れて中間処理している。こうした、自治体が処理を行っている品目にかかる集団資源回収の報奨金は、収集費用として原価に入れるべきではないか。**

具体的には、集団回収を 1.11.1.19 で、「補助金等の交付により関与しているもの」と定義付けている一方で、補助金等支出は、2.4.3 原価計算書の対象費用 (P34) では原価計算書の対象としない非原価項目として「資源物の集団回収や生ごみ処理機等に対する助成金」とされ、また、コスト計算書の 3.4.2.2 経常移転支出に計上するため、原価計算書の品目 (本自治体の場合⑬⑭⑮など) の処理原価に反映されない結果となっている。(H21 Q27)

A 39 集団回収に対する助成金等については、集団回収に要する労務の内容や量に見合った額であるケースばかりであるとは言えないことや、助成金等がコミュニティ活動に使用されているケースがあること、助成金等を支出する自治体側もコミュニティ活動を助成する目的として位置づけているケースなどもあることなどを勘案して、非原価項目としています。

**Q 4 0 (P.8) 当自治体は、一般廃棄物収集用の指定袋に処理費を上乗せしたかたちで、指定袋を販売し、有料化を実施している。販売方法としては、自治体が小売店Bと契約を交わし、自治体は事前に小売店Bに指定袋を納品し、小売店Bは販売した指定袋分の処理費を自治体に後日支払うといった形態をとっている。しかし、Bは指定袋を販売したにも関わらず、処理費を自治体に支払わず、滞納しているという状況が発生している。この場合の滞納している処理費は、会計基準上、負債となると思うが、どのような項目になるのか。(H21 Q28)**

**A 4 0** ご指摘の滞納されている処理費は、負債ではなく、資産になります。一般廃棄物会計基準では、債権のうち未収金として整理してください。(基準 P.103 4. 4. 2. 1 金融資産 (2) 金融資産(資金を除く)参照)。

## 1.12 対象とする費目

**Q 4 1** (P.9) 委託料や役務費の基準など、支出科目は自治体間で異なるケースがあるが、P.9以降の費目一覧以外に、より詳細な基準やマニュアル等を整備する予定はあるか。(H21 Q30)

A 4 1 現時点ではご指摘の委託料や役務費の基準等の作成は考えておりません。

**Q 4 2** (P.12) 本町は人口一万人弱の小さな町で、山間部もなく、ほとんど平地で、面積もそれほど広がらないが、委託業者との話し合いの中で、委託料金が安いという話がよく出てくる。委託料として支払う場合の基準となるような数値はあるのか。(H21 Q31)

A 4 2 現時点では、お尋ねのデータはありません。今後、会計基準が普及し、全国の自治体の原価等が開示されるようになれば、委託料の妥当性を評価する際の参考にすることができるようになると思われれます。

**Q 4 3** (P.13) 埋立が終了している借り上げの最終処分場に係る費用はどのように扱うか。発生している主な費用は、最終処分場が農地であった土地を借り上げているため、営農補償のための費用である。(H21 Q32)

A 4 3 埋立が終了しているため、原価計算書の対象にはなりません。行政コスト計算書の中で計上してください。

**Q 4 4** (P.13) 表中の経常業務費用のうち「その他」とは、具体的に何を想定しているのか。(H21 Q33)

A 4 4 具体的な例を挙げることはできませんが、他の経常業務費用に該当しない費目があれば、こちらに整理してください。



## 2. 一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書

### 2.2 一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書の作成目的

**Q 4 5 (P.19) 原価計算書の様式においては、家庭系と事業系は区分されていないが、区分しないという理解でよいか。(H21 Q34)**

**A 4 5** 現行の会計基準においては、原価計算書において家庭系と事業系を区分することは想定していません。基本的な算定方法について会計基準に則った上で、必要に応じて家庭系、事業系を区分してください。

※従前のQ & Aでは、上記の回答としていましたが、今回、次のとおり変更しますので、ご注意ください。

＜新回答＞

一般廃棄物会計基準に基づく財務書類作成支援ツールVer.3.0 操作マニュアルの【参考】家庭系・事業系別の費用・原価の算出方法に、家庭系・事業系別の費用の算出方法を記載しておりますので、参考にしてください。

## 2.4 一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書の作成方法

### 2.4.1 一般廃棄物の種類

**Q 4 6 (P.31) 実際の収集区分では「缶」として回収している。アルミ缶とスチール缶に区分する必要があるか。(H21 Q35)**

A 4 6 区分してください。引渡 lượngなどを参考に、収集量もスチール缶とアルミ缶とに分けてください。

**Q 4 7 (P.31) 「紙製容器包装」という区分で収集は行っておらず、雑紙などと共に古紙として収集している。「⑩古紙」として区分してよいか。(H21 Q36)**

A 4 7 区分できなければ、ご理解のとおりで結構です。

**Q 4 8 (P.31) ガラス製容器は色に係わらず一括して「びん」として収集している。どのように対応すればよいか。(H21 Q37)**

A 4 8 色別の量を引渡 lượngなどで配賦できるようであれば、分けて入力してください。

**Q 4 9 (P.31) 実際の収集区分に「缶、小型金属類」を設定しており、具体的には、缶、銅、ネジなどが該当し、まとめて金属業者に引き渡している。この場合、会計基準における品目区分はいずれになるか。(H21 Q38)**

A 4 9 「缶、小型金属類として区分するのであれば「⑩その他資源ごみ」となります。缶の量を区分できるのであれば、これをスチール缶やアルミ缶などの品目区分とすることも可能です。

**Q 5 0 (P.31) ⑳その他ごみの具体的な想定があればご教示いただきたい。(H21 Q39)**

A 5 0 ①～⑩に該当しないものが対象となりますが、特に想定はありません。

**Q 5 1 (P.31) 廃乾電池、廃バッテリーは、資源化工場に直接輸送されるが、品目区分はどのようになるか。また、部門区分はどのようになるか。(H21 Q40)**

A 5 1 品目区分は「その他ごみ」、部門区分は「中間処理部門」の委託となります。

**Q 5 2 (P.31)燃やさないごみから分別される金属は資源として資源化されるが、この品目区分はいずれか。(H21 Q41)**

A 5 2 燃やさないごみとして収集され、中間処理（破碎）後、金属を取り出す作業は中間処理であり、燃やさないごみとして区分してください。

**Q 5 3 (P.31)新聞、雑誌・雑がみ、という区分で収集している。以下のいずれの方法で入力すればよいか。1.「⑩古紙」の区分に新聞と雑誌・雑がみを両方含める。2.雑がみの一部には紙製容器包装も含まれていることから、「⑩古紙」に新聞、「⑬紙製容器包装」に雑誌・雑がみを入力する。(H24)**

A 5 3 いずれの方法でも問題ありません。ただし、新聞、雑誌・雑がみを同じ収集区分で収集している場合は、当該収集区分の費用を「新聞」と「雑誌・雑がみ」に配賦する場合、嵩密度を使用しますので、ご注意ください。

## 2.4.3 原価計算書の対象とする費用

**Q54 (P.34) 会計基準及びFAQによれば、不法投棄ごみの処理関係の費用は原価計算に含まないこととなっているが、本自治体の場合、各種統計（環境省一般廃棄物処理事業実態調査等）において不法投棄ごみを収集粗大ごみとしてカウントしている。会計基準においても同様の考え方で処理をする予定であるが、このことについて問題があるか。(H21 Q42)**

**A54** 会計基準では、不法投棄分については、市民等がルールに従って排出した廃棄物と区分することとしています。会計基準の策定過程でも、この点については議論があったところで、例えば、「ごみ有料化の基準金額を算定する際に不法投棄分を加えた原価で行っていいのか」等の指摘もあり、原価計算から除外することとしました。この点については、どの考え方が正しいというものではないと思いますが、もし不法投棄分も勘定した上で、原価を算定するのであれば、会計基準の考え方とは異なっていることを関係者で共有するとともに、公表する際には、その点を明示してください。

**Q55 (P.34) [状況] ごみ発電を行い、その維持管理等の費用については特別会計を設けて管理している。**

**【会計基準に関する理解】ごみ発電については、売電収益は原価に含めない旨P.32に記載がある。**

**【質問】発電施設の維持管理費用や減価償却は、一般廃棄物処理に関係するものとして、「原価計算書」「行政コスト計算書」「資産・負債一覧」に計上するのか。(H21 Q43)**

**A55** これまでの会計処理の実態や、廃棄物処理システムの実態等をご検討いただき、適切な取扱いをしてください。基本的には発電施設に係る費用についても原価計算書、行政コスト計算書、資産・負債一覧の対象としてください。収益は売電に限らず原価には含めません。

「ごみ発電設備」について、ごみ処理に係る部分と、発電に係る部分とで分けているようでしたら、その点などもご検討の際に考慮すべき点と思料いたします。

※従前のQ&Aでは、上記の回答としていましたが、今回、次のとおり変更しますので、ご注意ください。

<新回答>

基本的には発電施設に係る費用についても原価計算書、行政コスト計算書、資産・負債一覧の対象としてください。収益は売電に限らず原価には含めません。また、ツールVer.3.0より、廃棄物焼却発電に係る費用についてごみ処理に係る部分と、発電に係る部分とで分けて入力することもできるようになりました。

**Q 5 6 (P.34) 本自治体では焼却施設と資源化施設の両方に共通して事務所が入っている棟があるが、その棟の当初は事務所と想定していなかった場所に事務所を作ることとなった。その場合の費用は追加投資として、焼却施設と資源化施設の両方に計上すべきか。(H21 Q44)**

A 5 6 事務所の内容に応じて配賦するなど、実態どおりに計上してください。

**Q 5 7 (P.34) 不法投棄の回収・処理業務は定常的に発生している。原価計算書の対象となるか。(H21 Q45)**

A 5 7 原価計算書の対象とはなりません。行政コスト計算書の対象となります。定性的には定常的であっても、定量的には、年ごとの変動があるためです。

**Q 5 8 (P.34) 本自治体の焼却施設敷地内にある余熱利用施設建設地を含む土地が区画整理により土地が取られることとなり、7年の分割により区画整理組合から土地の買戻しを行った。この場合の費用は原価計算の対象となるか。また、対象となる場合はどの項目に入力すべきか。(H21 Q46)**

A 5 8 施設に係る物件費の追加投資として処理してください。

**Q 5 9 (P.34) 広報・普及啓発に係る費用は、非原価項目ということだが、広報・普及に係る人件費も非原価項目か。(H24)**

A 5 9 ご理解のとおりです。

**Q 6 0 (P.34) 退職給付引当金繰入額相当額について、退職手当組合に加入し、毎年度負担金を支払い、将来的に退職手当を退職手当組合が全額給付する場合でも、計上することでよいか。(H22)**

A 6 0 負担金として支出しているのので、人件費として入力してください。

**Q 6 1 (P.35) 退職給付金引当金繰入額相当額については、平均的な入庁年齢、退庁年齢、退職金額から算出するようにとのことであるが、この理由を伺いたい。(H21 Q47)**

A 6 1 退職給付金引当金や引当金繰入額を算定している自治体においては、そのデータを使用していただいた方が精緻な財務書類の作成が可能となります。会計基準で採用している算出方法は、そのような算定をしていない自治体が概算で算出可能なようにその方法を示したものです。

**Q 6 2 (P.35) ごみ処理施設等建設時のアセスメント等の費用、公債費（利子）については、原価計算に算入されると考えるが、設計、施工監理の人件費、管理費等の取扱いはどのようになるのか？(H21 Q48)**

A 6 2 「中間処理施設の設計、施工監理を担当する部署は、管理部門の対象」と同様の内容となります。ごみ処理施設等建設時の設計、施工監理の人件費、管理費は、管理部門の対象となります。

ただし、該当する施設が明確な場合、建設時の人件費を原価計算の対象とし、その費用を事業費に上乗せすることも可能です。その場合、施設、装置、重機のいずれかに配賦し入力してください。

**Q 6 3 (P.35) 最終処分場の設計、施工監理の人件費、管理費等の取扱いはどのようになるのか。(H21 Q49)**

A 6 3 最終処分場建設時の設計、施工監理の人件費、管理費等は、管理部門の対象となります。

**Q 6 4 (P.35) ①補助金または交付金により資産を取得した場合の減価償却は、補助金、または交付金の分を引いたものを対象とするのか。②補助金と交付金で対応が違うのか。(H21 Q50)**

A 6 4 1点目については、補助金または交付金を差し引く前の取得価額を対象に減価償却してください。なお、補助金または交付金相当分は、減価償却される年の経常移転収入として扱います。(会計基準p.34 2.4.3 減価計算書の対象とする費用 4項目目参照)

2点目については、補助金と交付金とでは対応は同一となります。

**Q 6 5 (P.35) 資産計上する減価償却対象資産等について、国庫支出金や都道府県支出金などの移転収入がある場合、圧縮記帳しないという考えの根拠は何か。また、有料化と併せて考えた場合には、圧縮記帳する方が適切だと考えるが、いかがか。(H21 Q51)**

A 6 5 1点目については、費用の負担が自治体であっても、都道府県であっても、国であっても公共の負担であることに相違ないという考え方に基づきます。2点目については、有料化の根拠として原価を算定する場合には、基準を参考にし、圧縮記帳の考えなどに関し目的に適した算定をしてください。

**Q 6 6 (P.36) 各部門において共通的物件費を入力する際には、その他の物件費を入力することになると思うが、その他の物件費の中で、基準に示されている需用費（印刷製本費、光熱水費等）は、この例示されている2点以外の需用費も含めるのか。また、委託している業務の中で、委託料でなくその他の物件費に入るものについては、全てその他の物件費として計上するのか。あるいは、一般廃棄物の処理に直接関わる物をのみ計上するのか。(例えば、樹木管理委託や消毒委託など) (H21 Q52)**

A 6 6 1点目については、ご理解のとおりです。2点目については、収集運搬、中間処理、最終処分、あるいは資源化業務の一環とみなしている委託業務については、委託料の対象とするものと考えます。

## 2.4.4 各部門における一般廃棄物種類別の費用の計算方法

**Q 6 7 (P.37) 一般廃棄物会計基準について、費用の配賦はどのように考えればよいのか。可燃ごみとびんを一緒に収集しているが、重量配賦では現実に即していないと考える。(H26)**

A 6 7 一緒に収集している廃棄物種類については、収集運搬容積の比で配賦することが基本的な考え方です。支援ツールでは、かさ密度を用いて重量を容積に変換することができ、容積での配賦が可能です。

**Q 6 8 (P.40) 例えば収集運搬部門の委託業者によるものでは、1業者がいくつもの品目を請け負っており、収集回数が品目により違うなど、費用のかかり方が品目によって違うように思う。今の原価計算では品目毎の収集運搬量・投入量で委託料を配賦していると思うが、問題はないか。(H21 Q53)**

A 6 8 収集運搬部門の費用については、例えば、会計基準P.37にあるとおり、容積で委託料を配賦しています。なお、より合理的な配賦方法があれば、その方法に拠っても問題ありません。

**Q 6 9 (P.53) 燃やすごみ・燃やさないごみ・粗大ごみごみの焼却残渣から金属・資源物を回収し、資源化を目的として民間業者に売却・処理の委託を行う場合、会計基準で中間処理部門は業者に引き渡すまでとされていることから、運搬を委託している業者は中間処理部門の委託、資源化処理を行う業者は資源化部門の委託と考えてよいか。(H21 Q54)**

A 6 9 焼却残渣から金属を選別し、それを売却している場合は、資源化部門ではなく、中間処理部門です。

**Q 7 0 (P.53) 燃やさないごみのうちから乾電池・小型廃家電を民間処理業者に搬出し資源化しており、一度、自治体の破碎施設に搬入してから選別し搬出している。燃やさないごみの資源化部門ということで良いか。(H21 Q55)**

A 7 0 会計基準の考え方では、搬入後、破碎工程の前に行われる選別は、破碎の前処理としており、資源化には該当しません。  
お尋ねの工程については、資源化ではなく中間処理としてください。



## 2.4.5 原価計算書の対象とする収益

**Q 7 1** (P.82) 当自治体では、作業部門毎に一般廃棄物の取扱量が異なるため、従来、管理部門費を各作業部門費合計金額の比率で配賦し、各作業部門の一般廃棄物種類別に管理部門費を算出している。作業部門に係る費用の合計金額の比で管理部門費を配賦する方法では、作業部門毎の一般廃棄物の取扱量が反映されないのではないか。(H23)

A 7 1 ご理解のとおり、一般廃棄物の取扱量の比ではなく、作業部門に係る費用の合計金額の比で配賦しています。取扱量ではなく、作業部門に係る費用の合計金額を適切な配賦基準と捉えています。

**Q 7 2** (P.84) 2.4.5 原価計算書の対象とする収益で、「収益は費用とは別途計上し、原価の算出には加えず」とあり、原価計算書出力表においても〔参考〕としての表示となっている。原価の算定は、直接経費をもとに現に要する処理原価を算定する意図と考えるが、収益について会計基準の中で税等に類するものとしての「ごみ処理手数料」(2.4.5.1 自己収入)と、その他の業務収益(2.4.5.2)に区分される有償物売却益の「資源売却収入」との収益の性格の相違を考えると、原価への反映されるべき収益もあるかと考える。

①収集・中間処理に費用はかかるが、その後の売却により利益の生じる品目の処理原価に、「売却益」は反映されるべきではないか。

(アルミ・スチール缶などは、売却を前提とした、選別・圧縮バール化の中間処理を行っている。)

②収益の性格にかかわらず、一律に「原価の算出には加え」ないとした理由は何か。(H21 Q56)

A 7 2 有償／逆有償を含め、再生資源は市況の変動が不可避であり、管理の主たる内容への影響を排除するために、会計基準においては、原価計算に含めず、参考とすることとしました。

しかしながら、貴自治体のお考えとしてご指摘の収入を加えるべきとのことであれば、そのようにすることを妨げるものではありません。

### 3. 一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書

#### 3.4 一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書の作成方法

**Q 7 3 (P.93) ある時点から、一部、自治体による収集から集団回収へ移行し、集団回収に対して 6 円/kgの報奨金を交付している。財務書類の作成にあたってはどのように対応すればよいか。(H21 Q57)**

A 7 3 報奨金については、会計基準 2.4.3 原価計算書の対象とする費用にあるように、原価計算の対象とはなりません。一般廃棄物処理事業としての支出と判断されるのであれば行政コスト計算書の対象となります。地域コミュニティの活性化等が目的の支出と判断されるのであれば対象外となります。なお、報奨金の一部を一般廃棄物処理事業の支出と判断し、対象とすることも可能です。

**Q 7 4 (P.93) 行政コスト計算書に閉鎖した最終処分場にかかる費用（減価償却費、償還利子等）を含めてよいか。(H21 Q58)**

A 7 4 会計基準p.93 3.4.2.1 経常業務費用にあるように、閉鎖した最終処分場の維持管理に係る費用は、行政コスト計算書に含めてください。

**Q 7 5 (P.93) 主に不法投棄業務に従事している職員の人件費は管理部門に含んでよいか。(H21 Q59)**

A 7 5 原価計算の管理部門には含めず、行政コスト計算書の経常業務費用としてください。

**Q 7 6 (P.93) 閉鎖後処分場に係るランニングコストはどう扱えばよいか。(H21 Q60)**

A 7 6 行政コスト計算書の対象項目として整理してください。原価計算の対象にはなりません。

**Q 7 7 (P.93) 経常業務費用中、その他費用としては、どのような費用が考えられるか。(H21 Q56)**

A 7 7 想定する費目は特にありません。

**Q 7 8** (P.94) 経常業務収益中、その他収益としては、どのような収益が考えられるか。(H21 Q61)

A 7 8 想定する収益は特にありません。

**Q 7 9** (P.95) 還元施設の設計、施工監理の人的費、管理費等の取扱いはどのようになるのか。(H21 Q63)

A 7 9 還元施設建設時の設計、施工監理の人的費、管理費等は、原価計算・行政コスト計算書の対象外とし、行政コスト計算書の注記としてください。

**Q 8 0** (P.95) 還元施設に係る収益は、指定管理者の収入となっている。この場合は、行政コスト計算書の注記(地元還元施設に係る収益)に計上しなくてもよいか。(H21 Q65)

A 8 0 指定管理者との契約内容について状況を詳細に把握・整理した上で、適切な入力をしてください。ご質問の内容からは、指定管理者への委託料等を入力すれば、還元施設に係る収益は必ずしも入力は必須ではないと考えます。なお、還元施設に係る収益を明示的に入力する必要がある場合には、収益分を委託料等に上乘せするなど適切な処理をしてください。

**Q 8 1** (P.95) 取付道路に関する費用については、行政コスト計算書の注記に記載することであるが、取付道路の補修・拡幅に関する費用については、どのように扱うか。なお、道路は市道で市内では道路整備を所掌している部署が担当している。(H21 Q66)

A 8 1 担当部署に係わらず、一般廃棄物処理行政の遂行に必要な費用と判断される費用については、当該個所に記載してください。

**Q 8 2** (P.95)「3.4.5.3 地元還元施設に係る費用」とあるが、施設整備を伴わない地元還元のための費用は対象外か。また、対象となる場合は地元還元か否かを判断する基準があればご教示いただきたい。例えば、河川補修、草刈、ゲートポール場整備などを想定している。これらは、処理施設、処分場と隣接しているとは限らず、集落内の離れた場所というケースもある。他の集落との違いは、予算措置の際に、他の集落については各担当部署が行うのに対し、当該集落は廃棄物担当部署が行うという違いがある。(H21 Q67)

A82 例示していただいたケースは基本的に算定対象となります。ただし、他の集落と比較して相違ない行政サービス内容であれば、一般廃棄物会計の対象としないことも考えられます。状況を勘案し、事例ごとに判断してください。

#### 4. 一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧

##### 4.3 一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧の様式

**Q 8 3 (P.97) 費用として、退職給付引当金繰入額相当額を対象としている一方で、資産・負債一覧において退職給付引当金の項目を設けない理由は何か。(H21 Q68)**

A 8 3 退職給付引当金は、バウンダリ（境界）が明確な組織について対象とすることができますが、一般廃棄物担当部署を越えて異動がある状況では、引当金を明示することはできないため、資産・負債一覧には退職給付引当金を計上しないこととしています。

##### 4.4 一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧の作成方法

**Q 8 4 (P.104) 流動負債と非流動負債については厳密に区分する必要があるのか。(H21 Q69)**

A 8 4 会計基準に従った財務書類作成という観点では、厳密に区分してください。

**Q 8 5 (P.105) 「4.4.4.3 地元還元施設に係る資産」について、減価償却期間を過ぎた資産については記載の必要はないと考えてよいか。(H21 Q70)**

A 8 5 減価償却期間を過ぎた資産についても、記載してください。当該資産に関し、運用・維持にコストが発生するケースが大半であると考えます。この点を踏まえ記載してください。

## その他

**Q 8 6** 18年3月に、A市、B町、C町が合併し、新A市となった。さらに、19年3月に、新A市にD町、E町が合併し、新々A市となった。2度目の合併までは、D町、E町の廃棄物をB町、C町の焼却施設で受け入れていた。どのように扱えばよいか。(H21 Q1)

A 8 6 財務書類の作成の目的に併せて、連結の考えなどに留意して適切に対応してください。

**Q 8 7** 市町村合併に伴い、全体で焼却施設3施設、不燃物処理施設、資源化施設などを所有することになった。収集は直営であったが、平成19年3月より委託に変更した。どのように扱うか。(H21 Q2)

A 8 7 3月以降の委託費を共通の物件費として扱うことでも問題はありません。

**Q 8 8** 以下のケースの収集運搬部門は委託か直営か。

- ・コンテナは町有
- ・駐車場は町有
- ・作業は委託（シルバー人材センター）。委託費には、人件費や車両損料、施設損料などが含まれる（つまり、車両、施設は委託先所有）。(H21 Q3)

A 8 8 支援ツールを活用する場合は、直営として入力してください。会計基準に照らすと、それぞれ町有のものは町有、委託のものは委託となります。